

PCB廃棄物

PCB使用製品及びPCB廃棄物について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する廃棄物は法律で定められた以下の処分期間内に適正に処理を完了させる必要があります。また、PCBを含有する製品についても同期間内に廃棄を行い、処分を完了してください。



変圧器



コンデンサー



安定器



低圧分電盤内の低圧コンデンサー



電気溶接機



X線発生装置



X線検査装置

〈PCB が使用された電気機器の例〉

PCB 廃棄物の種類と処分期間

濃度区分	対象電気機器	電気機器等の種類	処分期間	処分先
高濃度	安定器、汚染物等	蛍光灯・水銀灯 ・ナトリウム灯	期間終了	中間貯蔵・安全事業株式会社 (JESCO) 北九州事業所
	変圧器・コンデンサー等	変圧器・コンデンサー	期間終了	JESCO 豊田事業所
低濃度	変圧器・コンデンサー等	変圧器・コンデンサー等	令和9年3月31日まで	無害化処理認定施設・ 都道府県知事等許可施設

PCB 廃棄物に関する注意事項

■ PCB 廃棄物等に関する罰則などについて

PCB 廃棄物はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、上記の定められた処分期間内に処分する必要があり、当該期間を過ぎた場合は、行政処分や罰則を受ける可能性があります。

■ 行政処分に従わない場合

- ① 3年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金又はその併科に処されることがあります。
- ② 行政代執行を実施され、最終的に要した費用の請求がなされることがあります。